明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件（法務三五七）　一
○日本国に帰化を許可する件（同三五八）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とタイ王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二二三）　二
○スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二四）　三
○パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二五）　三
○ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ機材改善計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二六）　三
○ラホール給水設備エネルギー効率化計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二七）　三
○マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二二八）　三
○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査の種類の変更の件（厚生労働三一一）　三
○食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件（同三一二）　三
○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を廃止した件（同三一三）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項の登録事項を変更した旨の届出があった旨を公示する件（同三一四）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一六七六～一六九四）　七
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通八三〇）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同八三一～八三四）　八
○運輸審議会から答申があった件（同八三五）　八
○気象庁気象衛星無線通報規則の一部を改正する件（気象庁九）　九
○都市計画に関する件（関東地方整備局二八九）　九

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　人事院　警察庁　金融庁

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十七年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団関係

裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

特殊法人等
厚生年金基金清算人退任・就任関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係

会社その他

告示

○法務省告示第三百五十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十二号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二日

法務大臣　上川　陽子

第一号中「庇護」を「庇護（ひご）」に、「次のいずれにも該当するもの」を「国際連合難民高等弁務官事務所が国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦するもののうち、次のいずれかに該当するものに係るもの」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、同号に次のように加える。

ロ　この号（イに係るものに限る。）に掲げる地位を有する者として上陸の許可を受けて上陸しその後引き続き本邦に在留する者の親族であって、親族間での相互扶助が可能であるもの

第二号を次のように改める。

二　マレーシア国内に一時滞在しているミャンマー難民であって、国際連合難民高等弁務官事務所が国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦するもののうち、前号イに該当するものに係るもの

第三号中「第一号」を「前二号」に改める。

第四号中「第一号、第三号」を「前三号」に改める。

○法務省告示第三百五十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年七月二日

法務大臣　上川　陽子

住所　東京都練馬区早宮１丁目49番２号
蕭軒宏　昭和38年８月１日生

住所　東京都世田谷区深沢１丁目12番８号
モハメッド・ミルザイ・アザンダリアーニ　昭和40年７月26日生

住所　大阪府東大阪市森河内東１丁目18番19号
オセン・タギザデ　昭和46年８月31日生

住所　千葉県八街市朝日１番地19
ハシモト・ウォーヤンガ　昭和62年10月２日生